

# 意味制限と接辞制限 — 文法学派における 「制限」(niyama) の概念

小川英世

○. 本稿はパーニニ文法における接辞 (prataya) 導入上の「制限」(niyama) の用法を検討し、その意味とその規則適用上の意義とを解明することを目的とする。

パーニニ文法では基体 (prakṛti) と接辞の区分が、文 (vākya) の派生を終極目標とする派生組織の基底をなす。基体には名詞語幹 (prātipadika) と動詞語根 (dhātu) の二範疇が認められ、さらにそれらは根原形 (primitive) と接辞添加あるいは複合 (samāsa) による派生形 (derivative) とに区分される。G. Cardona 教授は、基体の後に接辞導入を規定するパーニニ文法の諸規則を検討し、接辞導入の条件がパーニニ文法では次の四タイプに分類されることを明らかにしている。<sup>①</sup>

- A. 意味Mが表示されるべき時、項目Iの後に接辞Aが導入される。〔意味条件〕
- B. 項目Jが生起する場合、項目Iの後に接辞Aが導入される。〔共起条件〕
- C. 意味Mが表示されるべきであり、かつ項目Jが生起する場合、項目Iの後に接辞Aが導入される。〔AとBの複合条件〕
- D. 無条件の接辞導入。

ここでは、名詞語幹の後に接辞導入を規定するAタイプの規則を取り挙げ、接辞導入の手続きにいか「制限」の概念がかかわるかを考察することにしよう。

## 1. P4. 1. 2 と P2. 3. 2, P1. 4. 21-22

名詞語幹の後の接辞導入に関しては先づ次の規則が考慮される。

(I) P4. 1. 2 「〔女性語尾 (ñ)ī, ā(p)で終る項目、名詞語幹の後に接辞〕  
su au (j)as, am au(ṭ) (ś)as, (ṭ)ā bhyām bhis, (ñ)e bhyām bhyas,  
(ñ)as os ām, (ñ)i os su(p) が起こる。」<sup>⑧</sup>

この規則は名詞語幹の後に sU (主格単数) 等の名詞接辞 (sUP) が生起することを規定している。

カーティアーヤナ、そしてパタンジャリによれば、この規定は名詞語幹一般 (prātipadikamātra) に対する名詞接辞の「一般的規定」(aviśeṣavidhāna) である。<sup>⑨</sup> カイヤタは、この「一般的規定」について次のように説明している。

「名詞接辞あるいは動詞接辞を規定する文においては、特定の数 (saṁkhyāviśeṣa) 〔そして特定の kāraka (kārakaviśeṣa) 〕は言及されていないから、〔それら規定文は〕特殊 (viśeṣa) を挙げずにそれら〔名詞接辞と動詞接辞〕を規定している。」<sup>⑩</sup>

規則(I)においては接辞導入の条件は与えられていない (Dタイプ)。しかしカイヤタによれば、この規則における接辞導入はまったくの無条件下に規定されている訳ではなく、その接辞導入は意味条件を前提している。ただこの規則における接辞導入の条件としての意味は特定されていないだけである。このように接辞導入を規定する規則においてその導入条件としての意味が言及されておらず、したがって特定されていない場合、次の解釈規則 (paribhāṣā) が考慮される。

「その意味が言及されていない接辞は、〈自己の意味〉を指示する。」<sup>⑪</sup>

〈自己の意味〉(svārtha) とは、「自己」すなわち接辞自身がその後を生起するところの基体 (prakṛti) の意味である。<sup>⑫</sup> したがって規則 (I) において名詞接辞はその意味が言及されていないから、接辞導入の条件としての意味に〈自己の意味〉すなわち名詞語幹の意味 (prātipadikārtha) が想定されなければならない。こうして規則(I)は、「名詞語幹の後に〈自己の意味〉すなわち名

詞語幹の意味が表示されるべき時 sU 等の名詞接辞が導入される。」というように解釈される。

さてここで規則(1)に規定される名詞接辞を格系列と数系列から特定する次の諸規則が考慮されるべきである。

(2) P2.3.2「<目的>(karman) が表示されるべき時、目的格語尾 (dvitīyā) が導入される。」

(3) P1.4.21-22 「複数性が表示されるべき時複数語尾 (bahuvacana) が導入され、双数性・単数性が表示されるべき時、それぞれ双数語尾 (dvivacana) 単数語尾 (ekvacana) が導入される。」

規則(2)によって(1)で規定された名詞接辞のうち <am—au(ṭ)—(ś)as> の三考一組が選択され、さらに(3)によってその三者一組のいずれかが選択される。

今規則(2)と(3)を規則(1)との関連でみるならば、規則(2)、(3)の適用にあたっては規則(2)、(3)を新出項目を規定する「規定規則」(vidhisutra) とみなすか、規則(1)によって導入された接辞の生起に関する制限を述べている「制限規則」(niyamasūtra) とみなすかによって異なった方法が認められる。<sup>⑥</sup> さらに規則(2)、(3)を「規定規則」とみなすか「制限規則」とみなすかは、規則(1)において接辞導入上の意味条件として想定された<自己の意味>すなわち名詞語幹の意味をどのように理解するかにかかっている。規則(2)、(3)の規則(1)に対する連関は、Nyāsa に実地的確に記述されている。

「さて或る者達は『自己の意味 (svārtha)<sup>⑥</sup>、個物 (dravya)、性 (līṅga) 数 (sankhyā)、<目的> (karman) 等の [kārakaの] 五要素が名詞語幹の意味である。』という見解をとり、一方他の或る者達は『自己の意味、個物、性の三要素が名詞語幹の意味である。』と考える。……名詞語幹の意味が上述の三要素であるとして……もしこの規則 [P1.4.21] が述べられなかつ

たとするならば、『その意味の言及されていない接辞は、＜自己の意味を指示する。』〔という解釈規則に従って〕名詞語幹の後に規定されている (j)as 等の複数語尾は、まさに三要素の意味だけを指示することになり、複数性を指示しないことになろう。…それ故、まさにこの〔規則〕によってそれ〔複数語尾〕に関し複数性はその表示対象 (vācya) として規定されているからこの〔規則は〕規定を目的としている (vidhyartham)。そしてこの規則によって複数性が複数語尾の表示対象として規定されているように、{karmaṇi dvitiyā}〔P2.3.2〕等の規則によって＜目的＞等が目的格語尾の〔表示対象として規定されている〕。……

一方五要素が名詞語幹の意味であると考える者達にとっては、五要素の意味すべてがまさに名詞語幹によって表示され、接辞 (vibhakti) はそれらを標示する (dyotaka)<sup>⑧</sup>。その場合、『その意味が言及されていない接辞は、＜自己の意味＞を指示する。』というこの言明がなくても、名詞語幹の後に生起する (j)as 等の複数語尾が複数性を指示することはすでに確立されている (siddha)。しかしその場合無制限に (aniyamena) 他の単数性に関しても〔複数語尾の生起が〕結果する (prāpta) から、この〔規則〕によって制限される。従ってこの〔規則は〕制限を目的としている (niyamārtham)<sup>⑨</sup>。

この Nyāsa の言明から次のように言うことができよう。＜自己の意味＞すなわち名詞語幹の意味として「自己の意味」、個物、性の三要素を立てる立場 (三要素論 trikapakṣa) では規則(2)、(3)は規則(1)から得られない意味すなわち数、kāraṇa を規則(1)から得られた接辞という言語項目に配当するものとして「規定規則」とみなされる。この場合規則(2)、(3)は {A anūdyā M vidhīyate} (A: 接辞、M: 意味。「Aを再言してMが規定される」) という構造をもつ。<sup>⑩</sup> 一方、上記の三要素に数とkāraṇaを加え計五要素を名詞語幹の意味とする立場 (五要素論 pañcakapakṣa) では、規則(2)、(3)は「制限規則」とみなされる。

すなわち、この立場では、規則(2)、(3)の意味項目である〈目的〉あるいは単数性等の特定の数は〈自己の意味〉に含まれるものとして、目的格語尾、単数語尾等が〈目的〉、単数性等の領域に生起することはすでに規則(1)により確立されている。したがってこの場合規則(2)、(3)に三要素論の場合のようには新出項目を見出し得ないから、規則(2)、(3)はR1 {M anūdyā A anūdyate} (「Mを再言してAが再言される」)あるいはR2 {A anūdyā M anūdyate} という構造をもつ。さらに、規則(1)における〈自己の意味〉としての kāraka・数という意味項目と接辞項目の対応関係は、一般対一般の対応関係( {kartṛ, karman, karaṇa, saṁpradāna, apādāna, adhikaraṇa} — 七種の格系列; {ekatva, dvitva, bahutva} — 三種の数系列)であり、規則(1)そのものからは特殊対特殊の対応関係(例えば karman—dviṭiyā)は知られない。なぜなら規則(1)は kāraka 一般、数一般の領域で名詞接辞一般が生起することだけを規定しているにすぎないからである。この限りでは、特定の格系列はいずれの kāraka とも対応し得るし、また逆に特定の kāraka はいずれの格系列とも対応し得る。このような対応関係はパタンジャリにより〈混乱〉(vyatikāra)と呼ばれる。このような〈混乱〉を回避し、かつこの接辞導入の文脈でその意味項目・接辞項目ともに「再言」(anuvāda)によるものである規則(2)、(3)に有意味性を確保するために、ここに「制限」の概念が導入されることになるのである。これはパタンジャリにより次のように説明される。

「名詞接辞、動詞接辞は一般的に規定されているから、さらに相容れない言語運用(viprayoga)が認められるから、〈混乱〉が結果する。そして〈混乱〉のないことが望まれる。〔そして〈無混乱〉は〕努力なしには成立しない。したがってこの言明〔=P1.4.21〕は制限を目的としている。」<sup>⑧</sup>

五要素論では、名詞接辞が数あるいは kāraka の領域に生起することが規則(1)により確立される。このことはすでにみたとおりである。それでは特定の

名詞接辞に関する特定の数あるいは特定の kāraka の理解を確定するものは何か。もしその確定根拠を言語の実際の運用 (prayoga) に求めるならば、相容れない言語運用 (viprayoga) が認められないというかぎりでは言語項目と意味理解との間の〈肯定的随伴〉(anvaya) と〈否定的随伴〉(vyativeka) の観察から、特定の接辞と特定の意味との一義的な対応を確立し得る。しかし現実には相容れない言語運用が認められるのである。こうして言語項目と意味との対応関係における〈混乱〉を回避するために文法規則(2)、(3)が述べられていると考えなければならない。さらにこのように規則(2)、(3)を解釈するということは「再言」に基づく規則(2)、(3)の無用性を回避することにもつながるのである。

このように、ある文脈にある特定の文法規則を「制限規則」として解釈するためには、「再言」による当該規則の無用化とその回避という論理が〈混乱〉の回避とならんで重要な契機とみなされる。したがって次にこのような「制限」と「再言」のかかわりを検討することにしよう。

## 2. 「制限」と「再言」

パタンジャリは言語運用 (śabdaprayoga) に関して次のような一般原則を述べている。

「言語運用は〔聞き手における〕意味理解 (arthagati) を目的とする。『私は意味を認識させようとしている。』と考えて言語が運用される。その場合、〔言語項目 X, Y があるとして〕Y の意味が X によってすでに表現されているとするなら、第二の〔言語項目 Y の〕運用があってはならない。何故か。すでにその意味の表現されている〔言語項目は〕運用されないから (uktārthānām aprayogaḥ)。」<sup>⑧</sup>

この「言語運用においては同義語反復があってはならない。」という言語運用の一般原則は、言語項目の連鎖すなわち語 (基体+接辞)、文 (語+語)、文脈

(文十文) に関して妥当する。「再言」はこの原則に悖る。ある連鎖ですでにその意味が他の言語項目により表現されている言語項目の運用が「再言」である。従ってこの原則に従えば「再言」は無意味である (prāptānuvādavaiy-yartha)。「再言」にあたる言語項目の運用に意味をもたせるためには、その言語項目の目的に「意味理解」(arthagati) 以外の目的が付与されなければならぬであろう。ここに「制限」が「再言」の有意味化のひとつの手だてとして導入されることになるのである。

パーニニ文法家は、「再言」一般に関しその機能を次のようにいう。

「ある項目が、その可能的な生起が想定される (prasakta) 他者 (anya) を制限するために『再言』 (punaḥ śruti) される時、(その項目の『再言』はそのような他者の) 『排除』 (nivṛtti) においてその目的を果たす。」<sup>⑧</sup>

さらにある特定の文脈中の規則における「再言」に関して次のようにいう。

「<規定項> (vidheya) がないと考えて、『何を目的としているのか』ということから『制限』がある。」<sup>⑨</sup>

「<規定項>とみなされるものが別様に確立される (vidheyatvābhimatānyathāsidhi) ということが『制限』をもたらす。」<sup>⑩</sup>

この解釈の例証を、次のような言明に見出す。

「<食せらるべきこと> (bhakṣya) の『制限』によって<食せられるべきでないこと> (abhakṣya) の否定 (pratiśedha) が理解される。『五匹の五爪獣が食せられべきである。』 (pañcapañcanakhā bhakṣyāḥ) という言がある時、『これら以外のものは食せられるべきではない。』 (ato 'nye 'bhakṣyāḥ) とこのように理解される。」<sup>⑪</sup>

「欲求されるものであるということに基づき食 (bhakṣaṇa) はすでに得られている (prāpta) 。それが五匹の五爪獣に制限されている (niyamyam-āna) から、間接的に (sāmarthyāt) それは他の〔五匹の五爪獣以外の〕

ものから排除される (anyebhyo nivartate)。<sup>⑧</sup>

規則は〈被規定項〉(uddeśya) — 〈規定項〉(vidheya) の構造をもつ (uddeśya は「再言項」を含む)。〈既得新得の弁別 (prāptāprāptaviveka) の原則に従い〈被規定項〉は他の認識ソースを通じてすでに確立されているもの (siddha, prāpta) であり、〈規定項〉はそれに対し他の認識ソースを通じて未だ確立されていないもの (asiddha, aprāpta) でなければならない。<sup>⑨</sup>

ここでさらに文法学派が「制限規則」として解釈されるべき規則に関して次の三特徴を指摘している点に留意すべきである。(a) 「すでに得られているもの他者における否定」(prāptabādha)、(b) 「直接表示されていない〈他者(から)の排除〉という意味の間接的な想定」(aśrutāyā anyanivṛtteḥ sāmartyāt parikalpanam)、(c) 「再言の誤謬」(anuvādadoṣa)<sup>⑩</sup>。文法学派では、「制限」という語は(a)から(c)までの三特徴をもつ規則自体、あるいは(a)から(c)のいずれかの特徴を指して使用される。ともあれ「再言」と「制限」のかかわりはこれより明白であろう。

### 3. 意味制限と接辞制限

接辞導入上の「制限」の概念も、「〈食せられるべきこと〉の『制限』」と同一の構造をもつとすることができる。

カーティアーナナ、パタンジャリによれば、規則(2)、(3)は、R2のように意味項目に「再言」が認められる場合には「意味制限」(arthaniyama)を意図しており、R1のように接辞項目に「再言」が認められる場合には「接辞制限」(pratyanianiyama)を意図している<sup>⑪</sup>。意味項目における「再言」の根拠は既述のように規則(1)における接辞の〈自己の意味〉という意味条件下での導入であり、一方接辞項目における「再言」の根拠は、同じく規則(1)における接辞項目一般の後続 (para) 規定である<sup>⑫</sup>。「意味制限」、「接辞制限」はそれぞれ次のように定式化される。

「意味制限」：意味は制限され、接辞は制限されない (arthā niyatāḥ pratyanianiyatāḥ)。



「接辞制限」：接辞は制限され、意味は制限されない (pratyayā niyatā arthā aniyatāḥ)。<sup>⑧</sup>

「制限される」(niyata) とは或るレベルで関係している項目 X, Y に関し、X が非 Y から排除される (nivṛtta) ということである。「制限されない」(aniyata) とは勿論 X が非 Y から排除されない (anivṛtta) ということである。<sup>⑨</sup> さらに両者はそれぞれその表現形として分詞 'eva' (「～のみ」) を含む次のような形式をとる。{M(Loc.)—A(Nom.)eva} : {M(Loc.)eva—A(Nom.)} (M=意味項目; A=接辞項目)<sup>⑩</sup>。分詞 'eva' は「大部分」(prācurya)、「もまた」(api)、「不可能性」(asambhava)、「排除」(avadhāraṇa) 等を意味するが、<sup>⑪</sup> これらのうち「排除」を意味するものとしての 'eva' の使用によって「制限」の概念がより明確に表現される。「より明確に」というのは、分詞 (nipāta) としての 'eva' は<標示者> (dyotaka)、すなわち表現意図を理解させる指標 (tātpariyagrāhaka) であるからである。<sup>⑫</sup> この 'eva' の意味としての「排除」が具体的には何を意味するのかは、上記の表現形式がそれぞれ次の形式と等価であることから知られる。{M—A eva na anyat} : {M eva—A na anyatra} [ex. Mbh ad P 2.3.50 : śeṣa śaṣṭhy eva nānyā : śeṣa eva śaṣṭhī bhavati nānyatra]。{na anyat (anyatra)} (「他ではない」) は 'eva' の意味の「再指示」(pratinirdeśa) である。このような形の「再指示」が得られる場合、'eva' の意味としての「排除」は<他者との結合の排除> (anyayogavyavaccheda) と呼ばれる特徴をもつということが出来る。<sup>⑬</sup> 次のナーゲーシャの「意味制限」、「接辞制限」の説明はまさしくこの線に沿ってのものである。

「接辞制限は接辞 (vibhakti) の他の意味との結合の排除をもたらし、意味制限は意味の他の接辞との結合の排除をもたらす。」<sup>⑭</sup>

さて次にこのような「意味制限」、「接辞制限」の考えが具体的な文法手続にど

のように生かされているかを、不変化詞 (avyaya) における接辞導入の問題を例に検討してみよう。

術語〈avyaya〉の規定は P1. 1. 37-41 に与えられている。次の規則を見よ。

(4) P1. 1. 37 「svar ではじまる〔リスト (svarādigaṇa) 中の〕項目、及び nipāta は avyaya と呼ばれる。」

パタンジャリによれば、意味論的に不変化詞は sattvavacana (kāraḥka として機能するものを指示する言語項目) とそうでないもの (asattvavacana) に区分され、さらに性 (liṅga)、数 (saṁkhyā) との非結合を共通の特徴とする<sup>⑧</sup>。ちなみに、(a) `ca` 等の nipāta, svarādigaṇa 中の `pṛthak` などが asattvavacana であり、(b) `svar` などは sattvavacana である。さらに次の規則を見よ。

(5) P2. 4. 82 「avyaya の後で女性接辞 ā (p), 及び sUP (名詞接辞) に luK (=ゼロ) が代置される。」

この規則は不変化詞の後の接辞導入を前提している。ここに不変化詞における接辞導入を kāraḥka・数を接辞導入の条件とする規則によっていかに正当化するかという問題が起こる。

今規則 (2)、(3) を「意味制限」で解釈するならば、それぞれ (2) A {karmaṇi dvitīyā eva} (3) A {ekasminn ekavacanam eva, dyayor dvivacanam eva} と表記され得る。この場合、(2) A は〈目的〉(karman) が表示さるべき時には目的格語尾 (dvitīyā) だけが導入されるが、目的格語尾 (dvitīyā) は〈目的〉(karman) 以外の意味条件下にも導入され得るということを意味する。一方 (3) A は当該の数が表示さるべき時には当該の数接辞以外のものは導入されないが、当該の数接辞は、当該の数以外の意味条件下にも導入され得るということの意味するであろう。このように、接辞が特定の意味項目以外との結合を排除されないという「意味制限」解釈に立てば、kāraḥka を指示しない、

esattvavacana としての不変化詞(a)にも(2)による接辞導入が正当化される<sup>9</sup>。なぜなら、非 kāraka も <目的>(karman) 以外のものに含まれるからである。同様に、没数(niḥsaṁkhyā)も単数性、双数性(さらには複数性)以外のものに含まれるから、数を指示しない不変化詞全般に関する数接辞導入も(3)によって正当化されることになるのである。<sup>10</sup>

それでは「接辞制限」で規則(2)、(3)を解釈した場合はどうであろうか。(2)B {karmaṇy eva dvitīyā} (3)B {ekasminn eva ekavacanam, dvayor eva divivacanam}。ここで留意すべきは、「接辞制限」においては「他者からの排除」という「制限」の機能が「他者」の限定を必須なものとするということである。なぜなら、名詞接辞は kāraka と数の両者を意味するからである。<sup>11</sup> 「接辞制限」(2)Bにおいても「他者からの排除」を他者全般に適用するならば、数もまた<目的>(karman)に対して「他者」であるから、規則(3)の適用機会は失なわれることになるであろう。このような「接辞制限」をナーゲーシャは「一般性に基づく接辞制限」(sāmānyāpekṣapratyayaniyama)あるいは「純粹接辞制限」(śuddha-)と呼ぶが<sup>12</sup>、このような形の「接辞制限」の下では不変化詞(a)に(2)、(3)は適用できないばかりでなく、(b)に関しても(2)は適用できるとしても(3)の適用機会は得られないから、実質的に不変化詞に接辞導入は正当化し得ないであろう。したがってここに「他者」の限定が求められることになる。すなわち、文法家は「制限」における「他者」を「同一の種に属するもの」(tulyajātiya)に限定するのである<sup>13</sup>。例えば、(2)Bの「接辞制限」によって目的格語尾(dvitīyā)が排除される領域には<目的>(karman)と共存する<目的>(karman)以外のもの、すなわち数ではなく<目的>(karman)以外の他の kāraka が見出されねばならない。<sup>14</sup> ナーゲーシャは上記の「一般性に基づく接辞制限」に対し、このように「他者」の限定を意図した「接辞制限」を「当該の意味に基づく接辞制限」(prakṛtārthāpekṣa-

pratyayaniyama) と呼ぶ<sup>①</sup>。この形の「接辞制限」では「制限」は「同一の種に属するもの」だけにかかわり、異種には触れない。したがって規則(2)、(3)は(a)、(b)のいずれにも適用可能であり、目的格語尾(dvitiyā)及び数接辞は非kāraka、没数の領域において排除されず、不変換詞全般に接辞導入が正当化されることになるのである<sup>②</sup>。

4. 以上接辞導入規則(特に名詞接辞)をめぐる「制限」の問題を検討してきた。規則の目的としての新得要素の提示が「再言」の認められる文脈で規則自体の有意味化のために「制限」という目的に置換されるということ、そして「制限」は<他者(から)の排除>として機能するということが明らかとなった。最後にパーニニ文法学派における「制限」の概念がインド思想史のなかでどのような位置を占めるかに関し次の二点を指摘して本稿を了えることにしよう。

パーニニ文法家達は、彼等の「制限」の概念を諸処においてミーマーンサー学派の「制限」と「除外」(parisankhyā)に対比させ、彼等の「制限」の概念がミーマーンサー学派の「制限」と「除外」を<他者(から)の排除>という点で包摂することを明言している。さらに、パーニニ文法家達の「制限」は「意味制限」、「接辞制限」から明らかのように、<他者からの排除>という意味でインド推理論における「遍充」(vyāpti)概念の<vyatireka>に類似していることも興味深い。

#### 注

- ① G. Cardona, 'Pāṇini, A Survey of Research', p.183
- ② この規則の解釈については拙稿「インド土着文法学における分析と総合」(『哲学』第36集 広島哲学会) pp.82-5 を参照せよ。
- ③ vt. 1 ad P 1.4.21: *suptiñām aviśeṣavidhānād dr̥ṣṭāviprayogogāc ca niyamārtham vacanam.*

Mbh, thereon : supo 'viśeṣeṇa prātipadikamātrād vidhiyante, tiṅ  
'viśeṣeṇa dhātumātrād vidhiyante. 動詞接辞 (tiṅ) に関する言明は P3.4.78  
についての解釈である。

- ④ Pradīpa II (Rohatak), p.372 : suptinvidhānavākye saṁkhyāviśeṣānir-  
deśād viśeṣānupādānena teṣāṁ [=suptinām] vidhānam.
- ⑤ Pbh 122 : anirdiṣṭārthāḥ pratyayāḥ svārthe,
- ⑥ Nāgeśa thereon : svārthā ity asya svīyaprakṛtyartha ity arthaḥ.
- ⑦ 基本的にパーニニ文法家達は規則(2),(3)と規則(1)との間に <単一文性> (ekavāky-  
atā) を認める。ただ <単一文性> には「語単位の単一文性」(padaikavākyatā) と  
「文単位の単一文性」(vākyaikavākyatā) の二種があり、前者の観点からは規則  
(1)から(3)はそれ自体としては文を構成する語を供給するだけで、単一文として統合さ  
れてはじめて規定規則となる。一方後者の観点からは、規則(1)から(3)はそれぞれ自立  
した「中間文」(avāntaravākya) であり、それらは統合されて「大文」(mah-  
āvākya) を構成する。この場合に、規則(1)との連関で規則(2),(3)を規定規則とみ  
なすべきかそれとも制限規則とみなすべきかの問題が生ずる。Cf. Uddyota II ,  
p.234, 374 ; G. Cardona 1973b, p.12, n.1.
- ⑧ 名詞語幹の意味としての「自己の意味」は一般に「言語使用の根拠」(pravṛttini-  
mitta) を指す。Cf. BM I, p.592 (P2.3.46)
- ⑨ 接辞をその意味伝達に関し <標示者> (dyotaka) とみなす 考えは同義語反復があ  
ってはならない (uktārthānām aprayogaḥ) という言語運用の一般原則から導き  
出される。後述するようにこの原則は「制限」の問題にも「再言」の観点からかわ  
る。尚、<標示者> と <表示者> の相違については、拙稿「Kauṇḍabhaṭṭa の否  
定詞論」(広島大学文学部紀要第44巻) pp.88-9 を参照されたい。
- ⑩ Nyāsa I, pp.526-7 (P 1.4.21)
- ⑪ PM I, pp.527-8 : bahuvacanam vihitam iti, tataś ca tasya [=bahuv-  
acanasya] vidheyavibhaktinirdiṣṭasyāpi prāptatvād anuvādyatvam,  
na tu vidheyatvam iti bhāvaḥ. bahutvasaṁkhyānubhūtavibhaktir ni-  
rdiṣṭāpy aprāptatvād vidhiyate ity āha…….
- ⑫ 名詞語幹の意味に関する議論の詳細は、VbhS. nāmārthanirṇaya 等を参照せよ。
- ⑬ Mbh II, p.373 : suptinor aviśeṣavidhānād dṛṣṭāvīprayogadvāc ca vyati-  
karaḥ prāpnoti, iṣyate cāvvyatikaraḥ syād iti, tac cāntareṇa yatnam  
na siddhyatīti niyamārtham vacanam. Cf. Mbh II, p.709 (P2.2.24) .  
「このような場合にも <混乱> が結果する。すなわち単数性の領域にも双数語尾、複  
数語尾が結果し、双数性の領域にも単数語尾、複数語尾が結果する……。意味に基づ  
けば <一義的対応> (vyavasthā) があるであろう。」 vyatikara は vyatyāsa  
(Uddyota II, p.709), saṁkara (Ratnaprakāśa V, p.169) と同義であり、

その対立概念は vyavasthā である。

- ⑭ Mbh I, p.543 (P2.1.1)
- ⑮ VP II, I,k.89abc
- ⑯ Mbh ad P1.4.3 etc.
- ⑰ Uddyota II, p.342 (P1.4.3) Cf. Mbh ad P2.2.20 etc. : siddhe vidhir ārabhyamāṇo 'ntareṇāpy evakāraṁ niyamārtho bhaviṣyati.
- ⑱ Mbh I, p.23
- ⑲ Pradīpa I, p.23 ナーゲーシャが「制限されている」(niyamyamāna) を「再び言葉によって理解せしめられている」(punaḥ śabdēna bodhyamāna) と注解している点は、「再言」と「制限」のかかわりを端的に示している〔Uddyota I, p.23〕。
- ⑳ Uddyota II, p.533 : ekoddeśyakaikavidheyakatvagarbham ekavākyaalakṣaṇam. VSM, p.68.
- ㉑ Cf. Pradīpa IV, p.726 (P6.4.49) : V, pp.503-4 (P8.4.32) Uddyota II, p.472 : anuvādatvasya evakārthagarbhatvasya prāptabādhakalpanasya. ある特定の文法規則に関してそれを真の意味での(すなわち<被規定項>の認められる)規則(apūrvavidhi) とするか「制限」を意図した規則とするかは規則の適用領域の問題とからんで大変重要なことである。もしある特定の文法規則に関して両解釈の可能性がある場合、apūrvavidhi としての解釈がとられる。なぜなら apūrvavidhi には(㉒)から(㉓)までの三特性がないという点で「簡潔さ」(lāghava) があるからである。Cf. Mbh ad P1.4.3 etc : tatra apūrvo vidhir astu niyamo 'stu iti apūrva eva vidhir bhaviṣyati na niyamaḥ. Pbh 109 : vidhiniyamasambhave vidhir eva jyāyān.

しかし「規則理解の簡潔さ」(pratipattilāghava) の観点から「制限規則」と解釈する方が望ましい場合もある。ここでは詳論し得ない。

- ㉒ カーティアーヤナは或る場合には 'arthaniyama', 'pratyayaniyama' の同義語として 'arthāvadhāraṇa', 'pratyayāvadhāraṇa' という語を用いる。Cf. vts. 1, 2 ad P2.3.50
- ㉓ Cf. Uddyota II, p.820 (P2.3.50) : nanu svādivākyaena ṣaṣṭhyām api paryāyeṇa [P3.1.2] prāptāyāṁ punaḥ ṣaṣṭhividhānam aprāptāṁśe vidhyartham na tu niyamārtham iti……. Pradīpa II, P.373
- ㉔ Mbh ad P2.3.50 etc.
- ㉕ Cf. vt. 3 ad P1.3.12 : tatra pratyayaniyame śeṣavacanāṁ paraśmaipadasyānivr̥ttatvāt. この言明は P1.3.12-13 の解釈をめぐってなされている。ここで想定されている「接辞制限」は 'anudāttaṅgita evātmanepadaṁ bhavati', 'bhāvakarmaṇor evātmanepadaṁ bhavati' である。
- ㉖ パーニニの文法規則では意味項目は於格形 (Locative) で表示される。この於格形

は領域を表わす於格形 (viṣayasaptamī) [「意味Mの領域で」(ex. \*karmaṇi viṣaye<sup>o</sup>)] か絶対句 (Locative absolute) をなす於格形 (satisaptamī) [「意味Mが表示さるべき時」(ex. \*karmaṇy abhidheye sati<sup>o</sup>)] のいずれかとして解釈され得る。Cf. G. Cardona, \*Pāṇini's kāraṅkās<sup>o</sup> JIP 2, n. 56, 81

- ②⑦ Cf. PLM, p. 132; LM, pp. 706-7; Pradīpa IV, p. 434 (on vt. 3 ad P6.1.94) : niyogo 'vaśyambhāvaḥ avadhāraṇam.
- ②⑧ 小川前掲論文 pp. 88-9 参照。更に次のパタンジャリの言明に対する Pradīpa, Uddyota も併せて参照されたい。Mbh I, P. 28 : atha vā santy ekapadāny apy avadhāraṇāni, tad yathā abbhakṣo vāyubhakṣa iti, apa eva bhakṣyati, vāyum eva bhakṣayatiti gamyate, evam ihāpi siddha eva, na sādhyā iti.
- ②⑨ ナーゲシャは、仏教論理学者ダルマキールティの定式化した \*eva<sup>o</sup> の三様の意味—— anyayogavyavaccheda, ayogavyavaccheda, atyantāyogavyavaccheda を承認し、これら三種の意味の特定根拠 (niyamaka) を話者の意図 (tātparya, vivakṣā) においている点でもダルマキールティと異ならない。Cf. PLM, pp. 134-5; LM, pp. 706-723.
- 尚、文法規則解釈の文脈にあらわれる \*eva<sup>o</sup> は殆んどの場合、anyayogavyavaccheda の意味に解釈され得る。Cf. ŚK (CSS3-10, 13, 14), P. 62: tadasambandhyasambandho vyāptiḥ saivāvadhāraṇam / vyāpakatvadyotakaivaśabd-asambaddhabhinnaḥ // 「それと結びついていないものと結びつかないという形の vyāpti, まさにそれが『排除』である。そしてこの『排除』は、vyāpakatva を標示する \*eva<sup>o</sup> という語と結びついているもの以外〔の語の意味〕に生ずる。」
- ③⑩ Uddyota II, p. 818 (P2.3.46) : vibhakter arthāntarasambandhanirvartako vibhaktinīyamaḥ, arthasya vibhaktiyantarāsambandhanirvartako, 'rthaniyama iti bhedaḥ.
- ③⑪ Cf. Mbh I, p. 299, pp. 303-4
- ③⑫ この場合不変化詞に数接辞一般 (vacanatraya) は正当化し得ても、数接辞の特定化は困難である。
- ③⑬ Cf. Pradīpa II, p. 374 : tatraikasmin karmaṇi evaṁ guṇaguṇinoḥ sāmānādhikarānyena sambandhe sati saṁkhyākarmādayaś ca supām arthā bhavanti. (「その場合、『単一の<目的>(karman) が表示さるべき場合』というように属性と属性保持者が基体を同じくするものとして関係している場合に数、<目的>(karman) 等は名詞接辞の意味である。)
- ③⑭ Uddyota II, p. 374 etc.
- ③⑮ Cf. Mbh ad P3.4.110 : tulyajātiyasya niyamaḥ. Pradīpa II, p. 819 : tulyajātiyāpekṣatvān niyamasya……. Ibid. p. 472 : tulyajātiyavyāvṛt-

ter niyamaphalatvād…….

- ③⑥ Cf. Uddyota I, p.813: karmaṇy eva dvitīyeti niyamena karmatvābh-  
āvasamānādhikaraṇārthāntarasyaiva vyāvṛttir na tu tat (=karmatva)  
samānādhikaraṇārthāntarasya. この「接辞制限」は勿論 <目的> (karman) と  
<目的> (karman) 以外の kāraka の両特徴を有する項目に関する目的格語尾  
(dvitīyā) 導入を排除しない [ 'gām dogdhi payaḥ] 中の語形 'gām' ]。

尚、「接辞制限」の解釈においてこのように「他者」の限定が必要とされ理由は  
「制限」が anyavyāvṛtti (「他者の排除」) を本質とするという点に存する。こ  
れは「制限」の文脈で 'eva' が使用される時、'eva' は anyayogavyavaccheda  
の意味で使用されるということを示唆する。もし 'eva' が ayogavyavaccheda  
の意味で使用されているのであれば、このような「他者」の限定は意義をもたないで  
あろう。Cf. VSM, p.63

- ③⑦ Uddyota I, p.374 etc.

- ③⑧ 以上の不変化詞における接辞導入をめぐる議論は Mbh ad P1.4.21に基づく。

(広島大学)



Restriction on Meaning and Restriction on Affix  
— *niyama* in the grammatical school

Hdeyo Ogawa

In this paper I dealt with two different functions of *niyama* (restriction) in the grammatical literature, viz. *arthaniyama* (restriction on meaning) and *pratyayaniyama* (restriction on affix). In this context, *niyama* means either 'exclusion of A from non-A' (*anyasmād vyāvṛttiḥ*) or 'exclusion of non-A' (*anyasya vyāvṛttiḥ*). It is to be noted here that 'others' (non-A: *anya*) are confined to those which belong to the same class (*tulyaiṭiāya*) as an item in question (A).